

日露領土交渉のなかの「是迄仕来」

― 条約文の解釈と領土観 ―

及 川 将 基

キーワード

領土観 カラフト 日露和親条約 撫育 無主先占

はじめに

日露の領土交渉に関する研究は「北方領土」との関わりもあり、継続的に行われている。なかでも日露和親条約の締結の経緯とその条約文の解釈は、領土問題と密接に関わるためにすぐれて現実的な課題であり続けている。

ただ、領土交渉を考える上で避けて通ることの出来ない日露和親条約については、秋月俊幸や村山七郎によって日露蘭の条文が比較検討されるまで、条文を正確に読み整理する作業さえ存在しなかった状態であった。ここに、ようやく日露の領土交渉を研究する上での準備が整ったといえ

る。

領土交渉を領土観との関わりで取り上げる研究は徐々に増えてきている。例えば、菊池勇夫は日露領土交渉の中で日本側の領有権主張の核心を「撫育」にみている^③。また榎森進は日露和親条約交渉の過程を検討し両国の領土観を抽出している^④。本稿もこれらの成果に拠るところが大きい^⑤。

たしかに条約文を正確に読むことは必要な作業ではある。しかし、この条約文の領土条項は、現在においても過去においても様々に解釈されてきている。解釈が多様であるのは、それなりの意味がある。ひとつには条約文自体が「是迄仕来」という曖昧な文言を含んだものであったことがあ

げられる。

もうひとつは条約への接し方の問題がある。双方の一定の合意を条約文に結実させたものが条約であり、締結国には条約を履行する義務が存在する。条約は少なくとも形のうちでは締結当時の両国の合意であるため、それ以後両国が議論を行っていくうえで土台となる。その一方で、条約締結以後、締結国は条約文を可能な限り自国に都合のよいように読みかえていくものである。さらに言えば、現代の領土問題に直結する課題でもあるので、ともすれば現代の研究による条約文の解釈さえもが新たな「解釈」のひとつとなる危うさを持っている。

日露の領土交渉を検討する上で条約文を問題にする際に、後者への配慮がこれまでの研究には欠けているのではない。領土交渉から領土観を窺う際にもこの点に留意しておく必要があるだろう。そこで、条約文と、条約文を解釈する行為を理解する上でも、領土交渉を俯瞰しつつ条約文はどのように解釈されていたか、またそれは何を目的に行われたかについて、確認する作業を行いたい。

なお、日付については、特に断らない限り和暦で表記する。また、カラフトの表記であるが「瓦刺弗吐」「唐太」「カラフト」「北蝦夷地」「柯太」「樺太」などが存在する。近世期には一般的に「唐太」が利用されることが多かったが、内

国化の意図のもと文化六（一八〇九）年「北蝦夷地」という呼称が設定され、また明治二（一八六九）年には「樺太」が正式名称となっている。また、日露の国境交渉において「唐」の字が中国の影響を連想させる事が問題となりかけている^⑦。そのような政治的な意図をなるべく感じさせない表現として、あえて片仮名のカラフトを使用する。

一、日露和親条約の領土条項と交渉過程

（一）日露和親条約のカラフト領土条項の解釈

日露間の国境をはじめて規定する条項を含む日露和親条約が、安政元（一八五四）年二月二日に締結された。まず、条約文自体を正確に読むことを本稿の出発点とせねばならない。

研究史からこの条約文の解釈をひもといてみると、二通りの解釈が存在している。一方は、この条約によって「樺太の現状維持」日露の共有が規定された^⑧、「プチャーチンは、下田で調印した日露和親条約でカラフトを両国雑居地と定めることに成功している」といったように、この条約によりカラフト島において日露両国の雑居や共有が取決められたとする解釈である。もう一方は、この条約によって「樺太境界問題は未解決のまま持ち越された」と^⑨か、「樺太

の国境線については意見の一致を見ず」というように国境問題は未解決のままに残されたとする解釈である。

このように二通りの解釈が存在するのは、日露両国の正文の表現に微妙な差異があり解釈を難解にしていることに原因がある。村山、秋月両氏に従い条約文を読んでみよう。

日露和親条約の第二条はオランダ語正文とロシア語正文の内容は「カラフト島についていえば、従来通り日本とロシアとの間に不分割のままにとどまる」と一致する。一方で、日本語正文は「カラフト島に至りては、日本国と魯西亜国の間におゐて、界を分たす是迄仕来之通たるへし」とある。また、森山英之助によるオランダ語正文の和解にも「カラフト島サガリーンは、魯西亜と日本の分界を為さず、是までありし如くたるへし」とあり、オランダ語正文よりも日本語正文に引きよせた翻訳になっている。オランダ語正文・ロシア語正文は「従来通り不分割」とあるように不分割に重点が置かれた文章であるのに対して、日本語正文においては「分界をせず、是迄の通りとする」とあるように現況の保全に重点をおいた様に読む事が可能である。

さて、双方の条約文に微妙な食違ひがある事を確認したが、それは何に起因するのだろうか。ひとつにはオランダ語正文をもとに日本語・ロシア語の正文が作成されたが、相手国の正文の検討を行わずに調印したことがあげられる。

ふたつめには、条約文そのものが非常に曖昧な文言を含んでいる事があげられる。この条文が言及するのは「不分割」であり、条文だけをみて雑居や共有が取り決められたとは到底いえない。また、日本語正文をみるだけでは、いずれの解釈が妥当であるか判断するのは困難である。そもそも「是迄仕来」とは文字通り解釈すれば、「これまでの慣例のように」といった意味になる。その慣例をどのように理解するかによつて解釈が全く異なるものになる。一見、現況の保全と読んでもよさそうではあるが、「是迄仕来」についての注釈がないために、「不分割」状態の保全と読む事も可能である。慣例の理解の仕方によつては、この条文により雑居や共有が取り決められたとする事もあながち無理な解釈とばかりいえない。

この慣例をどのように理解すればよいかは、実際の領土交渉の過程を確認するしかない。そこで、次節では日露和親条約の交渉過程を検討する。

（二）長崎交渉

嘉永六（一八五三）年七月長崎にロシアの使節プチャーチンが来航し、開港・通商と共に国境の交渉を提案する。ついで一〇月一八日（露暦十一月六日）プチャーチンは老中宛の書簡を送るが、その中で国境交渉に関して踏み込ん

日露領土交渉のなかの「是迄仕来」(及川)

だ提案を行った。サハリン住民の保護を名目にサハリン全島がロシア領であることを主張し、またサハリン居住の日本人の保護も宣言したのである。露西亜応接掛が江戸から派遣され、二月二〇日に最初の会談が行われる。ロシア側は、日本の土地には手を出さない事を明言し、カラフトでは日本の土地は南岸のみであると主張する¹⁷⁾。

日本側は千島諸島については本来島の名前はアイヌ語であること、以前はアイヌだけが住んでいたこと、カムチャツカまで日本の所領であったことを根拠に領有を主張している。さらに、ゴロヴニンとウルツプ島を間島とする規定を結んだことと、エトロフ島には外国のものを置かず領主も番所を置いているという事を領有の根拠にあげている¹⁸⁾。このように日本側はエトロフ島に関しては、明確に領有権を主張しているが、カラフト島については積極的な主張を行っていない。そうかと思えば次のように安易な分島案を提示している。二月二六日の交渉の際にクルーセンシュテルンの『奉使日本紀行』を引き合いに出して「アニワ港は日本所属之地たる事、我國は勿論、異邦之書ニも往々相見、明白ニして疑も無」と領有を主張したのである。また、通詞の森山栄之助がロシア船中にて見つけた北緯五〇度線で色分けされた地図を根拠に五〇度での分界を主張している¹⁹⁾。結局、現地での立ち会いを約したのち、嘉永七(一八

五四)年一月八日プチャーチンは長崎をあとにした。

(三) 下田交渉

嘉永七(一八五四)年一月プチャーチンは下田に來航し、国境交渉が行われる。このときには双方とも情報収集を行っていたために、活発な議論が行われる。前年の夏以來、プチャーチンはヴォストーク号をアムール河口へ派遣しカラフトに関する情報を得ていた。自身もインペリアルト湾へ赴き情報を収集するとともに、乗艦をパルラダ号からディアナ号へと変えている。一方で日本は、古記録などの洗出しは勿論、目付堀利熙・勘定吟味役村垣範正をカラフトに派遣し情報収集を行っている。

この交渉でロシア側は、一月四日の大地震による津波によつて乗艦のディアナ号が大破し戸田へ曳航中に沈没したと、欧州での英仏との交戦開始の二つに大きな影響をうけた。そのためにプチャーチンは条約締結を急がざるを得なかったようだ。また、ロシア側にはカラフトの領有についてふたつの異なる「指示」が存在しており、プチャーチンはいずれに従うか判断できかねていた節がある。プチャーチンは政府よりサハリン南端での分界を指示する訓令を受け取っていたが、一方ムラヴィヨフがサハリン全島をロシア領として交渉するようプチャーチンに主張したことが推

測²⁰されている。ここにプチャーチン側に国境確定を曖昧なままにしておく都合がよい事情があった。

こうしたロシア側の立場は、はやくも十一月三日の最初の会談で現れる。プチャーチンは、「通商御免相成候ハ、魯西亜おみて、国境之儀夫々見込も御座候得共、地所之事ニ付て而は、少々の所ハ議論不致、如何様とも勘弁いたし取扱可申候」というように、通商が認められれば、ロシア側にも境界について希望するところがあるものの具体的な場所については譲歩の余地がある事を示唆する。カラフトについては「厳密ニ是よりは迄等とハ申間敷候」と境界をはつきりと決めることを放棄するかのような発言を行っている。また、エトロフ島についても、その領有の正当性を留保しつつも「交易を御免相成候ハ、エトロフ島ハ魯西亜所屬之的証も有之候得共、全く日本之ものニ差出候ても宜敷²¹」として、交易と引換えにその領有権を放棄することにも厭わないという態度を示している。

二月一四日の下田長楽寺での会談が国境交渉に重要な意味を持つので、その様子を見ていこう。川路聖謨（露西亜²²接掛）が条約文を「蝦夷アイノ住居之分ハ日本所屬と認度候、右アイノハ日本支配たる故に候」とすることを提案する。これに対してプチャーチンは「アイノと認候儀も、アイノに種類品々有之、分ち難くハ、是も蝦夷アイノ、彼

も蝦夷アイノと申様にてハ、後日爭論之種と相成候間、是又左様ニは認かたく候、」と、アイヌを定義することが困難であると注文をつけている。ロシア側も蝦夷島のアイヌに関する日本の支配権を認めているが、その支配権がそれ以外の諸民族に及ぶことを懸念している様子が伺える。結局「別紙に、於長崎御応接不致以前迄、日本人と蝦夷アイノと住居致居候地は、是迄通日本所屬と認可申候」と日本の主張を認めている。ここでロシア側は「柯太島ニ至りてハ、是迄之通日本と魯西亜との間に於て界を分かつ、附録、柯太島之儀ハ^{嘉永五年}千八百五十二年迄、日本人并蝦夷アイノ住居したる地は、日本所領たるへし」という条約案を提示した。これに対し日本側はカラフト調査を行った村垣範正に以下のように証言させ、付録の内容をより具体的に確認している。

柯太之儀、三拾年程以前迄ハ御料ニ候處、當時ハ松前家領分にて、万事御任ニ相成、年数も相立候事故、沿革も可有之哉と、政府之命ニ依て、当春堀織部正并拙者奥地迄罷越見分致候處、以前御料之節と些も相変候事無之、蝦夷人松前家之撫育を受、産業をなし、貢を納め服従致候間、白主より凡百三拾里余之處、蝦夷アイノ住居候地は、日本所領に無疑、右之通ニて人種變りたるもの一切

日露領土交渉のなかの「是迄仕来」(及川)

無之、夫より先之方ハ人種も替候事ニ有之候

カラフト調査の結果、「蝦夷人」が松前藩の「撫育」を受けて産業をなし、貢納を行い服従していることが分かった。そして、白主からおよそ一三〇里余のところは「蝦夷アイヌ」が居住しているので「日本所領」に間違いなく、またそれから先は「人種」も異なっている、というのである。

これに対して、若干の議論が行われたもののプチャーチンは最終的に合意している。この発言の重要性は、日本のカラフト領有の根拠として、アイヌは日本の支配下にあるのでアイヌの居住地は日本領であるとの主張がはじめてなされていることにある。その支配の具体的内容は村垣の報告の中にみえているように、松前藩による撫育であり、その範囲は白主よりおよそ一三〇里であった。村垣の発言は「白主より凡百三十拾里」であったが、村垣のカラフト見分の報告書や後日の村垣の説明によりその場所はホロコタン―タライカにあたと理解されていく。

その後一六日にプチャーチンは「蝦夷アイヌ」という表現を「蝦夷島アイヌ」と改めるよう提案する。日本側が「蝦夷島同種之アイヌ」と代替案を提示すると、ロシア側は、アイヌは蝦夷の総称でありスメレンクルやワロッコもアイヌとみなすことが可能であると一四日の議論を蒸し返す。「島」

の字を入れることでアイヌの種類を限定し、日本側になるべく権利を与えないことを図ったのである。プチャーチンが一日に了解していた事項に対して、突如として疑問を差し挟んだ背景には、日本側のいいなりになった感のある条約文案を反省し、あらためて日本側に難題を投げかけ交渉を有利に進めようとしたのであろう。

露西亜応接掛にとつても、この付録は厄介な存在でもあった。あらためて一二月九日に老中阿部正弘より、カラフト全島を日本領とすべきとの指示があったからである。付録は、会談で村垣がその範囲を確認した様にカラフト全島を日本領とするものではなかった。露西亜応接掛にとつて、「島」の字が挿入される事で日本領の範囲が制限されるよりも、より曖昧な表現とする事で、全島を日本領とする余地を残しておいた事を明確にする必要があった。

また露西亜応接掛は幕内の意見が対立していたため具体的な国境を決めることを避けていた節がある。長崎交渉の後、幕府内部ではカラフトの領有問題をどのように処理するか、ということについて議論が行われた。そのなかで、カラフト放棄論、全島領有論、島上分界論などの意見が出されていた。これを調整する事に苦慮した露西亜応接掛は、はやくも「在来之通」に据え置く事を嘉永七(一八五四年三月一九日に提案している。条約文に「是迄仕来」とい

う文言を入れて、境界を明確にしておかないことは既定路線だったとさえいえる。

この事態は一八日にロシア側が付録の削除を申し出たことで決着する。ロシア側のオランダ語通詞にして副艦長であつたポシェットは、森山栄之助に対し、被災したロシア人への日本側の対応を謝し日本の「御為宜様」にしたいと譲歩の構えをみせる。しかし、「北地」(の境界)についてはロシア政府に復命する必要があるとして一方的な譲歩は出来ない事を示唆し、内容を詰めない方が都合がよいとして付録の削除を提案したのであつた。

結局、この付録自体が削除され、日露和親条約が締結された。両国が領土に関する利害を調整して条約文に結実させるためには、境界規定を曖昧な文言とするはかなかったのである。このように、条約文が曖昧なものとなつた理由として日露双方の交渉に当たつた当事者がカラフトの境界決定を回避しようとした帰結であつたことは、秋月俊幸が指摘している。また阿部正弘より全島領有の線で交渉するよう指令を受けた露西亜応接掛は、全島領有の含みを持たせた「是迄仕来」を挿入することで弁明したことを榎森進が明らかにしている。

さて、条約文が曖昧であるということは、両国が条約文の範囲内でそれぞれの都合にあわせて解釈したり、相手と

は無関係に隠された意図を込める「余地」が存在することになる。先行研究では、この「余地」はどのように理解されているだろうか。

榎森進は、露西亜応接掛は「是迄仕来」にアイヌは日本所屬の人民であるのでアイヌの居住地は日本領であるとの意をこめたとする。さらに、この「アイヌ」日本所屬の人民↓アイヌの居住地⇨日本領」とする幕府の領土観は日本型華夷秩序・華夷意識に支えられた領土観であり、それはロシアの領土観とは根本的に対立するものであつたことを指摘する。

秋月俊幸は、この条約が規定する事になつたカラフトとその後交渉への影響について次のように理解している。日本側は「双方進出の現状凍結」と解釈し、以後ロシア人の入植を否定する根拠としてこの条約を持ち出すことになつた。ただし日本側がアイヌの居住地を日本領とする領土観を持つており、その地方へ日本人が進出することを「仕来」に反するものとは考えていなかったとする。一方で、ロシア側は「国境確定のすえおき」と解釈したため、ロシア人が日本人居住地以外へ進出することを妨げるものではなかった、というのである。このような両者の解釈の違いから、双方の主張が重複する場所において日露両国人の雑居の状況がおきてくると総括している。

このように日本側の領土観を、秋月俊幸はアイヌの居住地を日本領とする領土観、榎森進はそれを華夷思想に支えられた領土観と評価している。それぞれ表現は異なるが、ロシアの領土観と全く異なった領土観を日本が持ち、またそのことが領土交渉を複雑にし、またその後のカラフトでの衝突や領土交渉の紛糾がここに惹起されたとする点では共通している。

しかし、日露の領土観はそれほど対立するものであったのだろうか。領土について二国の利害が対立していた場合、領有に関する主張は対立するものになるのは当然である。しかし、それをすぐさま領土観の対立と評価することはできない。自国の利益を守る行為と領土観を同列に論じる事はできないからである。また、この種の主張には交渉術の側面もある。交渉において最大限の効果をを得るためには何をなすべきか、その場その場で最善の方法をとるものである。このことは、領土観とは切り離して考える必要がある。日本側の主張で考えてみると、五〇度での分界という大前提をあらかじめ決めておき、それに沿った形での証拠集めを行っている場面などは、領土観というよりも交渉術の側面が濃厚である。

以上の二点を念頭に置きつつ、条約文なかでも曖昧さの源である「是迄仕来」について日本側の解釈を確認する。

二、「是迄仕来」の諸相

(一) 多様な「是迄仕来」の解釈

さて如上の様に条約が締結され、引き続き未確定であったカラフトの国境交渉が行われていった。そのなかで条約が領有権を主張する際に重要な根拠のひとつとなるが、「是迄仕来」つまり慣例をいかに理解するかが問題となる。本章では、この慣例がどのように解釈されていたかを考察する。

先に見たように、条約文の解釈には二通りに解釈することが可能である。ひとつは現状維持としての「是迄仕来」であり、もうひとつは未分割としての「是迄仕来」である。しかし、この二つの解釈の仕方が条約交渉時に意識されていたわけではなかった。日本側では、以下にみるように、条約文自体に多様な解釈が存在することを認識していたのである。

条約締結後に、条約文の解釈が問い直されるのは、ロシア人のカラフト来島という機会を通してである。安政三(一八五六)年七月二三日、石炭採掘のためにワツチシに來たロシア人に対して、廻島中の北蝦夷地詰足軽江沢門四郎が応対したが、ロシア人に対して積極的に何らかの意思表示を行はなかった。この情報を受けた、箱館奉行(堀利熙・

竹内保徳・村垣範正)の上申書⁽³³⁾には、ロシア人に対して退去するよう諭してみようと思うが、「界を分かつたす、是迄仕来之通」という条約文に基づき「彼方ニても夫々踏え処有之、且は最前長崎ニおゐて、五十度内外之論も有之、旁安心いたし差渡置候人数ニも可有之」ので、一通り説得しても立ち退くとは思えないとある。「是迄仕来」が柔軟性をもつた条約文であつて、両国間において解釈が異なることを予想している。同年一〇月二九日の箱館奉行(堀利熙・竹内保徳)の上申書においても、ロシア人の滞在について「是迄仕来」と条約中にあるため退去を強制できないと説明する。そして、ロシア側にも「是迄為来之通」⁽³⁴⁾について別の見解があることを予測している。

安政四(一八五七)年六月一四日ロシアのルダノフスキー(日本側史料ではロタノスケと表記)のカラフト来島の報告を受けた七月一九日箱館奉行(堀利熙・竹内保徳・村垣範正)の老中宛上申書は、「是迄仕来」についていくつかの解釈の可能性を示唆している。「一体当島奥地ニて、前々之仕来と申は、慥成証跡差定難く、彼方は勿論、御邦よりの御所置も、於実地此上取調形無之」と、「前々之仕来」に確かなる証拠がなくこれ以上調べようもないとする。「右仕来之廉は、何等之あたりニ相心得宜敷御座候哉、当節有形之俣、双方手を懸不申、間地ニ差置候意味ニ候ハ、其段精々

談判をも可仕候得共、其儀ハ承引仕間敷」とあり、双方の進出の凍結という条約理解ではロシアが承知しないであろうことを予測している。さらに、「もし又先々迄日本持場之仕来故、彼方移住之者は無之筈との御見極ニて、其通談判相整候得は、重畳之御儀(後略)」と、カラフト全島が日本領であるため、ロシアからの移住者は存在しないはずとの解釈で現地に来たロシア人へ応対し、ロシア人が納得するならば重畳である。しかし現地で合意を取り付けることは困難であり、また混乱を招きかねないのでロシア政府と談判を行う必要性を指摘する⁽³⁵⁾。

いずれも、ロシア側が日本側と異なつた解釈を行つてゐることを予想している。特に最後にあげたものは日本側の条約文解釈についてもいくつかの可能性をあげており(「間地」先々迄日本持場)、統一した公式見解とでもいふべきものが存在していない事がうかがえる。

また、日露以外の第三国から条約文について問い合わせがあつたときに、「是迄仕来」が問題となつた事例もある⁽³⁶⁾。クリミア戦争が極東にも波及しロシアと英仏は交戦状態にあつた。そうしたなかで、イギリスは日本にロシアとの境界に關して問い合わせを行つてゐる。安政二(一八五五)年六月三日、箱館奉行竹内保徳に対して、英東印近海艦隊司令官スターリングは日露条約を開示するように求めた。

翌日、スターリングはより具体的に自分の目的を日本側に伝えている。すなわち、ウルツプ島・カラフト島がロシア領であれば占領するのが自分の任務であり、そのため日本に対しウルツプ島の帰属を問い合わせているというのである。六月五日、竹内はスターリングに対して国境に関する情報を開示する。ウルツプについてはロシア領とし、カラフトについては「日本国と魯西亜の間ニおいて界を分たす是迄の仕来の通たるへし」とあり、元来アイノは日本の属なり、地名をもて分たハ、東岸はタライカ、西岸はホロコタンまでにて、夫より北之方ハ、誰か有なる事をしらす」とした。条約文を示し、アイヌは日本の所属の民族であることを付け加え、国境の目安を示している。このように回答したことを竹内は老中に次のように説明している。「是迄仕来通」と答えては「曖と難相分、敵国之地乱妨等も可致」なので、「元来アイノ人は日本所属ニ有之、地名を以分候えは、東はタライカ、西はホロコタン迄と返書」したというのである。ここでも、「是迄仕来」が曖昧な文言であることが意識され、「是迄仕来」と条約文をそのまま開示するだけでは、イギリス側にカラフトがロシア領と誤認され、攻撃されるおそれがあるということを指摘している。

条約が不明瞭であり、またその分だけ自由に解釈する余地が存在しているということを日本の当局者は理解してい

たのである。日本風とされる現状維持とする解釈が条約締結当初より厳然と存在していたのではなかった。条約文を文意のまま理解した結果として、条約文の解釈が存在するのではないとすると、その解釈の背景を理解しておく必要がある。次節では、「是迄仕来」に多様な解釈があつたことを念頭に置いた上で、そのほかの「是迄仕来」の解釈を整理し直してみよう。

（二）現状維持としての「是迄仕来」

まず、手はじめに現状維持と解釈される「是迄仕来」から確認する。

現状維持と解釈された「是迄仕来」が最初に現れるのは、カラフトである。安政四（一八五七）年六月一四日、ロシアのルダノフスキーがカラフトのナヨロに現れる。その後二ヶ月に渡って滞在する間、クシユンナイに赴いたり、マアヌイに十字杭を建てるなどしている。六月三〇日ナヨロにおいてカラフト詰の箱館奉行調役並佐藤桃太郎は、「当島之儀は、貴国と日本国と之境を分たす、是迄仕来之通と条約ニも有之、是迄日本ニおゐて、当ナエヨロは勿論、猶先々迄も時々役人見廻り、土人共撫育いたし来候処、此度当所え無沙汰ニ居小屋取建、滞留被致候ては、仕来之通と之条約面ニも相触候哉ニ被存候」と抗議を行う。条約に「是迄

仕来」とあるので、これまで日本側で見廻りを行い、「土人撫育」をしてきた当地に断りもなく小屋を建て滞在するのは、条約に触れるというのである。日本側がロシアに対してはじめて条約中にある「是迄仕来」を根拠にロシア人の進出を抗議した事件である。³⁷

こうしたロシア人のカラフト植民を受け、安政四（一八五七）年七月一九日箱館奉行はロシア政府への「懸合書案」を作成した。更に翌安政五年一月一日、五月二六日にはそれぞれ修正案が作成される。「掛合書案」の内容は、「からふとヲツチシの辺ニ、貴国より移住者あり、これハ前々之仕来ニなき事なれハ、敢て其由を告ぐ」とある。ロシアに対して「仕来」の意味を確認しようとしている点で重要な書翰案である。³⁸この部分は一月一日の修正案では「然るに去年ナエヨロの辺に、貴国の民と称して、移住の趣をなせり、是は、前々の仕来ニ差ひし事ならずや、此後ハ、貴国の民前々のことく、タライカ、ホロコタンより南部ニいる事なく、又吾邦の人民、其処より北部にいらす、所詮下民争擾の憂を未然に治め、益隣国の好を厚くし、定る所の条約ニ違ふ事なくハ、両国の為幸ひ甚し」と、より具体的にロシアの行為を非難するように改められている。ナヨロへの立ち入りを「仕来」に違反する事と糾弾し、「前々のことく」ロシア人がタライカー・ホロコタン以南に進入する

ことなく、また日本人がこれ以北に進入することないようになりたいという。佐藤の抗議よりもより具体的に、勢力範囲を明示しているのが特徴である。

このアイヌ撫育を行っている範囲が日本領という論理については、下田での日露交渉による影響が大きい。先に見たように一二月一四日の議論の中で、堀・村垣のカラフト調査を受けた形で日本の領域を「白主より凡百三十拾里」とし、プチャーチンがそれを了承した事から、条約文にそれが明記されていなくても「是迄仕来」という文言の中に、このことが含意されていると解釈されるのである。

結局、この懸合書が実際に生かされることはなく、安政五（一八五八）年九月に赴任した領事ゴシケビッチは受取を拒否し、翌安政六年五月二三日箱館に来航したムラヴィヨフも、箱館奉行は同等の官吏ではないといって交渉を拒否している。³⁹

安政五（一八五八）年七月二七日の下田でのプチャーチンと堀利熙との会談では、双方ともに「現状維持」のもとで交渉を行っている。堀利熙は、プチャーチンに対して「ワッチシあたりの建築物は長崎条約以後（ママ、長崎交渉以後の意だろ）のものである証拠があると主張する。プチャーチンはその点については承知したが、それ以前より人夫はいたとして、ロシア人滞在の正当性を主張する。さらにナ

日露領土交渉のなかの「是迄仕来」(及川)

エヨロ・クシュンナイのロシアの建物を取払うことで双方は合意している。交渉の最中にプチャーチンから日本の家の増加を指摘されると、これは以前からあったものと日本側は反論している。ワツチシの建築物は「為来之俛」との条約文に背いていることを日本側が指摘すると、家は新規ながら人は前から居たので条約違反ではないとロシア側が反論している。⁽⁹⁾このように、この時点では双方とも「現状維持」の理解のもと交渉を行っている。ここでいう「現状維持」とは、長崎での交渉が始まる前の時点でそれぞれが進出していた場所は、それぞれに領有の権利があるという意味である。

慶応三(一八六七)年一月一八日のペテルブルグでの交渉における正使小出秀美の発言にも現状維持として解釈する事例が存在する。日露和親条約によって「是まで之仕来之通と相成候故陣営取払候儀ニ有之、且条約取結ひ候節島中雑居と相成候趣被申聞候得共、条約面ニは雑居と申儀は無之、是迄仕来之通たるへしと有之候儀ニて、雑居ニ候得は久春古丹之陣営可引払謂れ無之、是迄之仕来通と申儀故陣営為引払候儀ニ有之候」と、条約締結後に行われたロシア人のクシュンコタン退去を条約において定められた「是迄仕来通」⁽¹⁰⁾現状の保全に基づいたものとしている。さらに日本では五〇度を境界とするよう交渉してきたので、五

〇度までは進んでも「是迄仕来り」に反したことはならないと主張し、五〇度以北のウシヨロに進出に関しては、クシュンナイにロシアが進出したのに応酬したまでとしている。⁽¹¹⁾

「是迄仕来」を根拠に移住や建物の新規建設を拒否したり抗議したりする事例も存在する。安政六(一八五九)年五月一九日箱館奉行支配向ほかから箱館奉行(津田正路)への上申書には、ロシア人のマアヌイへの小屋建築は条約違反なので放置しては不都合なので、条約を根拠に建設はやめさせるように現場に指示したいとして、その認可を求めている。⁽¹²⁾実際に、同年七月一七日に岩田三蔵(箱館奉行支配定役)がマルガースフに対して両国の境界は交渉中なので、建物の建設は禁止したい旨申し入れている。⁽¹³⁾この対応を受けて、八月五日山内二郎太郎(北蝦夷地詰箱館奉行支配調役並出役)ほかより小田井蔵太(マアヌイ詰箱館奉行支配定役)・岩田三蔵(同クシュンナイ詰)宛の書状が出されている。⁽¹⁴⁾

以書状申進候、然は去月十七日、於久春内、魯夷え応接対話書之中、首長申分、自国より命令有之候ハ、是迄取建置候家作も取毀ち、可及退去、併疆界不定之間、建物等差止候儀ニ有之候ハ、貴国ニても建物不致候て可

然旨、申聞候趣、右は御条約中仕来之通と有之候廉を以、此方にて新規御取拓有之候所以を押候論ニ可有之候得共、御見込之通り、古来より撫恤いたし来候人民住居之地え建物等致候は、当然之儀ニ付、彼等建物いたし候とは訳柄違ひ候趣を、一応談し置候様可被成候（後略）、

ロシア人の建物の建築を差し止めると、日本人の建物の建築が問題となる。条約中に「仕来之通」とあるのを根拠に、日本側の進出を問題にするだろう。しかし古来撫恤してきた人々の居住地に建物を建築するのは当然で、ロシア人のそれとは違ふと反論すべきだというのである。最初に条約とその解釈があるのではなく、目前にロシア人の建物の建築を差し止めなくてはならないという差し迫った現実的な課題があり、そのために条約文を目的に適うように解釈している様子がうかがえる。

このように現状維持の解釈が現れるのは、主にカラフトでの日露の衝突の場面であったり、箱館やペテルブルグといった日露交渉の場であつたりした。特にロシアの進出に対する抗議の際に多用されているところに特徴がある。この解釈は公式見解として存在していたというよりも、ロシアの進出という事態に應じるために利用されたのである。条約文に仮託して自己の主張を補強するという性格上、

維持すべき現状もその時と場合により変化する。当初は、「是迄仕来」を五〇度線で理解したり、ホロコタン・タライカ・ラインが主張されたりするものの、ルダノフスキー来島以降はクシユンナイ・マアヌイ・ラインまでその主張の範囲を南下させていく。例えば、安政六（一八五九）年七月二日箱館奉行（堀・村垣）から露西亜庇接掛りへの上申書にも、ロシア側も「下田にてアイノ住居之地迄は、御国地に相違無之段、承知」したととらえているものの、現状を鑑みるにクシユンナイ・マアヌイで境界を取り決めなければ、アイヌの居住地もロシア所屬となってしまうと危惧している。このように、シビアナ現状認識の上にたつて、「是迄仕来」に込められた解釈についても譲歩する事が考えられている。

逆に、露西亜庇接掛が「是迄仕来」としたので全島領有の含みを持たせるためだと説明しているように、その範囲はここにとどまらないと理解することも可能であつた。このように先に現状維持としての解釈が存在していたわけではなく、現実のロシアの進出という事態に対応するために、この解釈が対露交渉の際に多用されたといった方が適当だろう。

（三）未分割としての「是迄仕来」

次に、未分割としての「是迄仕来」を取り上げる。カラフト現地の状況はまさしく未分割の状態にあった。日露双方がこの点を「南北自由通航の自由」という形で確認したのは安政六（一八五九）年の江戸に來航したムラヴィヨフとの交渉である。

この日露交渉では、国境についてなんら進展をみなかったものの、カラフトの「未分割」状況について重要な確認を行っている。安政六年八月二日の江戸天徳寺においてムラヴィヨフが、「是迄之通り、境もなく致置候得は、譬へは、南の人、北え行事も出来、北より南え行事出来致候事二有之候」とカラフト南北自由通行が可能との条約理解を示しているが、日本側はそれに反論していない。^⑭「是迄仕来」を「未分割」に重きを置き、相互の通行を可能とする解釈をとっているのである。

またこの解釈は、この場限りの解釈であつたわけではなく、同年八月二九日の箱館奉行支配組頭の北蝦夷地詰同所支配役並宛書翰^⑮には、「尤仕来之通と相成居、彼も南地え手を出候上は、此方よりも五十度以外え踏込候とも不苦、詰り双方雑居之姿ニ可相成候間、土人共撫育筋肝要之儀と存候」とある。ロシアが五〇度以南に入ってくる場合には、日本も五〇度以北に踏み込んでよいとある。その結果「双

方雑居」ということになり、その際にはアイヌの撫育が領有権確保のためにも肝要となるというのである。カラフト現地の状況をみると、文久元（一八六一）年六月から八月にかけて、ブルイルキンとグレーンの一行が南カラフトの植物調査を行ったが、その際クシユンコタンでは一行に対して日本側が食料の貸与などを行っている。食料の貸与を説明した山内二郎三郎はその理由のひとつを「南北交候御免之上は盟を背キ相越候旨を以相断り候訳ニも至り兼^⑯」としている。ムラヴィヨフの來航時に確認された、南北の自由通行が現地においても理解されている様子がうかがえる。

ロシア人の退去を要求していた根拠である現状維持の解釈を放棄し、ロシア的解釈、つまり「是迄仕来」を「共有」に重きを置き相互の通行を可能とする解釈をとったというのが秋月俊幸の理解である。しかし、こうした解釈に賛同した事については、幕府側にはそれなりの覚悟があつたのではないか。つまり、実力でロシアを上回りカラフトに支配権を確立していくという覚悟である。そのために箱館奉行は「撫育」が肝要であると念を押している。^⑰また、諸藩への蝦夷地の分領と、それと対になっている北蝦夷地警備の開始（安政六（一八五九）年九月通達、翌年より実施）が行われ、これまでの非軍事的性格が濃厚であつたカラフト政策を一新した。^⑱いずれもカラフトへの日本の影響力の

強化を図ったものであろう。もつとも、この指示に対して現地幕吏は当惑し、カラフト現地の総責任者の地位にあった支配組頭井上元七郎に至つては南北自由通行に関する箱館からの指示を隠蔽しようとさえしている。

現状維持として条約文を解釈しそれを根拠にロシア側に抗議する事は、あくまでロシア人の進出を食い止めるための方法の一つであり、それ以外の手段があればそれを使う事も考慮のうちにあつたのである。

ともかく、これ以後は原則的にカラフトは「未分割」として理解され、状況に応じてこれ以外の解釈が使い分けられている。例えば、慶応三（一八六七）年のペテルブルグでの交渉では、「現状維持」理解の元で交渉を行った小出秀美でさえ、慶応二（一八六六）年五月箱館奉行小出秀美の老中への上申書では、カラフトは国境も決定しておらず、ロシアとは交渉で雑居状態である事を確認しているのに、ロシア人の測量を強いて差止めることはできないという意見を述べている。

（四）支配確立を目指すための「是迄仕来」

ここまで、条約文そのものを「現状維持」や「未分割」と解釈していったというよりも、カラフト現地の状況も考慮に入れつつ、自国や個人の立場に有利になるように解釈

されていた事を説明してきた。上記の二つの解釈は、主にロシアとの交渉に関わつて表面化してくる解釈であつた。解釈可能な「余地」が存在している条約文を、本音の部分でどのように理解していたかも別に検討する必要がある。これも露西亜応接掛や箱館奉行の意見書などを中心にみていこう。

安政元（一八五四）年一二月の露西亜応接掛の勘定奉行宛書翰は、条約文選定の経緯を説明する文書である。

カラフト境界之儀、蝦夷人居住之地は、御国所属勿論ニて、其余之スメレングロ人ヲロツコ人と唱候者共ハ、独立又は山丹支配ニて、魯西亜之支配を受候者一人も無之段、スメレングロ、ヲロツコ人等駈と申立、同島ニ魯西亜所領可有之謂れハ無之候間、何分ニも同国と境を定め候儀は難相成段、中村為弥其外之者へ厚申合、右之趣を以、再三力を尽し応接及候処、山丹は素より魯西亜所屬ニ候坏、際限も無之申募罷在、何れニいたせ、異人共從來覬覦致候地ニ付、彼方ニは不拘、此方にて早速ニ御取締被為在候より外致し方無之、左候へは、自然御国附屬は動き不申様可相成はこひニて、右は別紙訳書之通ニ付、仕来之通ニ候得は御差支有之間敷と、応接及候義ニ御座候、

日露領土交渉のなかの「是迄仕来」（及川）

現地調査の情報からカラフトの現況を説明するなかで、「蝦夷人」居住地は日本領とし、スメレングロやワロツコは「独立」「山丹支配」とする。そしてロシアの支配を受けているものがおらず、カラフト島を「魯西亜所領」とすべき根拠がないため、ロシアと境を取り決めるのは困難であるとロシアと交渉を行った。しかし、ロシア側は、山丹もロシア所属であるなどと暴論を持ちかけてきた。いずれにせよ、もともと異人が窺っている土地なので、彼らにはかわからず、こちらで取り締まりを厳重にするほかはない。そうなれば、「御国附属」は動かないものとなるというのである。別紙の「カラフト島の儀ニ付取調書」は文字通りカラフトの来歴を簡略にまとめた取調書である。全島付属とすると「韃靼」と問題となる可能性を指摘し、以下のように締めくくっている。

全島附属迄とハ相当不仕間敷見込込接出来不申候間、御国力次第にて、追てハ如何様とも相成候様、仕来之通と申候条約ニいたし候積相決候事、

（現実的にカラフトは全島日本付属とすることは出来ないが、全島が日本付属には当たらないという事を交渉の場で表明することは出来ないので、「御国力次第」に今後どのように

でもできるように、「仕来之通」とすることに決めた、というのである。現状維持の解釈とはおよそかけはなれた条約の理解である。

露西亜に接掛の条約理解は、一貫してこのようなものであった。クシユンコタン退去以後初めてロシア人のカラフト滞在が確認された後の、幕府内部の議論の中で筒井政憲・川路聖謨の安政三（一八五六）年一〇月の上申書には以下のようにみえる。

右体条約面駈と境界相定候儀ニも無之上は、蝦夷人種居住、又は専ら漁獵いたし来候丈は、もとより人ニ附候土地之事故、彼等手段いたし候ても、蝦夷人共彼ニ服従不仕候えは、地所之儀は動き申間敷候間、蝦夷人御撫育方、如何ニも一際御手厚ニ被成遣、御恩沢御威風ニなつき奉り、彼より如何様ニ誘ひ候ても、人心動き不申候様ニ、御所置御座候儀、此節之御急務ト奉存候

条約中にはつきりと境界を定めていない以上、アイヌの居住地と彼等が漁業を行ってきた地域については、ロシア人がどんな手段を使おうとも、「蝦夷人共」を服従させなければ「地所」は動かない。アイヌの撫育を強化し、恩沢・威風に懐くようすることで、ロシア側がどのように誘惑して

きても、人心が動かないように処置を行う事が急務である、
というのである。

つまり、土地領有はその土地の住民を服従させる事で保障されるというのである。また、条約が境界を決定していないために、ロシア人のカラフト入植が避けられないであろう事が、この前提として存在している。そして、その事態に如何に対処すべきか、という視点でこの上申書が構成されているのである。「是迄仕来」を現状維持と解釈することとはなく、特に強制力のあるものとみていないのが特徴である。どちらが支配の正当権を握るかは条約文中にあるのではなく、「撫育」の強化という実効的な支配の結果にあるとする見方である。

村垣範正の場合は、安政四（一八五七）年七月九日の上申書^②で、条約交渉時の「仕来」の理解として彼の証言が認められ「条約面ニ仕来り之通」という文言が入れられることになったと述べてつも、応接の際に「唐太全島ハ御国附属之趣、御沙汰も有之、何分折合兼、無余儀仕来之通と相成候」と、全島領有での妥結が困難であったために「仕来」の文言を入れたとする。ロシア人が南下している現状に対しては「ホロコタンより南へ居住いたし候ては、仕来ニ違候廉を以、何れニも、ナヨロハ為引払候様ニ無之候ては、迥も御締も届兼」とホロコタン以南へのロシア人の進出を

阻止する必要があることを説く。ホロコタン以北に関しては「迥も全島と申てハ、辞柄も無之事故、一向ホロコタンより北ハ、無御違念御治定無之てハ、弥渠蚕食之念も絶不申」と、「無御違念御治定」することができなくては、逆にロシアの蚕食を誘発するとしている。逆に、「無御違念御治定」することができたのならば、全島領有を主張することにやぶさかではなかったことが推測できる。やはり、ここでも「無御違念御治定」という実効的支配が領有権に直結するものと考えられている。

このように、実効的に現地支配を行うための余地を残しておくために、条約文に「是迄仕来」という文言を挿入した事が、条約交渉後に認識されていた。

安政六（一八五九）年八月のムラヴィヨフとの交渉が不調に終わった後のカラフトについての善後策を指示する八月三日の村垣範正・堀利熙（在府箱館奉行）から津田正路（在勤箱館奉行）への書状にも、同様の認識を垣間見ることができる。この部分では、談判中とそれ以後のロシアの意図について推し量っている。

談判居り合兼候辺より、堺を定されハ、手配行届候方の所有と相成候見通しにて、談判にてハ、双方証跡も有之、面倒と存し、兵力を示し、全島所有ニ可致見込にて、前

日露領土交渉のなかの「是迄仕来」(及川)

文之通、条約を押へ据置底意顯然二有之

談判が整わず境界を決定できなかった以上、手配の行き届いた方の所領となるという見通しで、ロシア側は武力で全島領有の実現を計るために「条約を押へ据置」たのだとする認識である。この場合、ロシア側の底意として、曖昧なままの条約以上に境界を決定しない事で、武力によるカラフト制圧の余地を残しておきたいというのであるが、下田交渉時の露西亜応接掛の意識がそのままロシア側の意識に重なるようで興味深い。

ロシア側もこのことを意識していたようで、日本側が既成事実を作り交渉の延期をはかっているととらえた発言が時代は下るものの存在する。一八六五年一月二十九日(露暦)東シベリア総督コルサコフから本国へ、日本が国境交渉を進めようとしな^{③8}いのは、サハリンを占拠して既成事実を押しつけるためであると報告している。

実際に、カラフトで日露の衝突がおきてくる安政四(一八五七)年以降、こうした解釈の仕方はあまり、表面に出てこなくなる。一時的な解釈の仕方であつたかというところというわけではない。それは、条約の解釈の仕方というよりも、一面では現地の支配力の強化策として、一面では「国力」不足を認識し領土交渉により境界を早く決定しようとする動きとして現れてくる。

この実効的な支配を確立した国が領有権を持つという考え方は、アイヌの居住地を日本領とする領土観と全く異なつたものであるうか。アイヌの居住地を日本領とする領土観を批判的に検討する事でその手がかりとしたい。

まず、アイヌの居住地を日本領とする場合、日本側にとつて無条件でアイヌは日本所属の民として認識されているわけではない。安政元(一八五四)年一月一日にプチャーチンに対して日本の領域を説明する際に、村垣範正がアイヌは「松前藩の撫育」を受けている事を主張しているように、アイヌは日本の撫育を受けているからこそ日本の属民であつたのである。

次に、日本側にとってアイヌの居住地が單純に日本領というわけではない事に注目したい。日本側の領有範圍を主張する際に大きな影響力を持った嘉永七(一八五四)年の堀・村垣のカラフト調査には、境界の場所としてアイヌの居住地の北限を探すというよりも、北部との通行が困難な場所を探していたり、日本側の撫育が及んでいないアイヌの存在を確認したりしている点などが認められる。この調査は、日本地として確保しても問題の無い土地^{③9}アイヌ撫育が行える土地、を探しているという側面が濃厚なのである。また領土交渉の議論の中では、嘉永七(一八五四)年二月の堀利熙・村垣範正の上申書にみられるようにカラフ

ト放棄論さへ主張されることもある。⁶³⁾ 逆に、アイヌ以外の民族への撫育が検討される事もあり、このことが領土交渉に有利に働くと考えられている。⁶⁴⁾ また、ウルップ島とエトロフ島の間でロシアとの境界を設定したように、アイヌではあつても日本が撫育することができないアイヌに関してはその支配権を放棄することをためらっていない。このようにアイヌの居住地が単純に日本領と認識されるわけではなかつたのである。

こうしてみると、日本側が目指した領有とは、日本が「撫育」してきた住民の住む土地であり、なおかつこれからも「撫育」を保つことのできる土地の領有である。⁶⁵⁾ いわば実効支配が可能である領域の領有である。「アイヌの居住地は日本領」という主張についても、その背景には実効的な支配が可能であるのはアイヌの居住地であるという認識がその前提にあつたとみてよいだろう。

この領土観を近世史の中で位置づけてみよう。おおよそ一八世紀までの蝦夷地やカラフトのように排他的な支配が必ずしも必要ではない地域に関しては、撫育という形で擬似的な支配が行われていた。ロシアの登場などにより排他的な支配を行う事が必要となつた地域においては、実効的な支配をより徹底した次元で行うか、その地域の日本域外への切り捨てがおなわれた。というのも、ロシアを排除で

きない地域に対して日本の「撫育」を主張することは、かつて日本の「武威」を傷つける結果をもたらしかねないからである。日本の「撫育」地からはロシアの勢力は排除されなければならぬが、それが困難なために、そのラインは徐々に南下していくことになる。一七世紀初頭に幕府は武威の射程をはかり対外関係の領域を限定していったが、近代国家となっていく過程でほかの地域（琉球・小笠原・朝鮮半島など）と同様に武威の射程が見極め直されたというのが、カラフトでの領土交渉の側面であつた。最終的にロシアとの現地での支配確立競争に敗れ明治八（一八七五）年樺太・千島交換条約でカラフトに関する権利を失う。一方でカラフトアイヌを北海道に強制移住させたが、そのことでアイヌが被つた苦難はさておき、アイヌ「撫育」を貫徹するという意味においては、領土交渉のときに見せた主張と一貫性を持った政策であつた。

（五）ロシアを交渉の相手としない「是迄仕来」

このほかに、日本側には、ロシアを交渉の相手として認めないことを「是迄仕来」という言葉に込めたとする解釈も存在する。

たとえば、下田交渉中の嘉永七（一八五四）年十一月一日三日の日露会談中に、川路聖謨は、混同江の落口まで日本

日露領土交渉のなかの「是迄仕来」(及川)

領であることは調査により明白であるが、ロシア領の根拠はないので「是迄之仕来」に据置きたいと主張する。⁽⁶⁶⁾この背景には、堀・村垣調査の影響がみられる。この調査では、カラフトにロシア人の痕跡がほとんど見つからなかった。そのためロシアは国境交渉の相手ではないとする考え方が浮上してきたのである。安政元(一八五四)年二月九日阿部正弘から露西亜使接掛への指示には、ロシアの進出は近年のことで、ロシアが日本との国境確定を申し出てきたのは不審であるとしている。⁽⁶⁷⁾

また、条約締結以後にも同様の認識が継続して確認できる。安政三(一八五六)年一〇月川路・筒井から老中への上申書にみられるように、五〇度内外までは蝦夷人種が居住しているが、それより北は独立もしくは山丹支配であるとする認識が一般的だった。この上申書にも、条約では、ロシアに構うことなく国境をきめるという意味も含めて「是迄仕来之通り」とした、と説明している。安政六(一八五九)年七月外国立会役・林大学頭・外国奉行から老中への上申書にも同様の主張がなされている。⁽⁶⁸⁾先に見た、安政二(一八五五)年六月に竹内保徳がスターリングへの日露親親条約文を説明する際にも、東岸はタライカ、西岸はホロコタンまでが日本領であり、それより北方については誰の所有か不明であると回答している。

このようにロシア側に伝わっているかどうかは無関係に、当初日本側はこのように認識していた。ロシアとの国境設定には応じられないことを「是迄仕来」という条約文面を通して表明しているのとらえる事ができる。この点からも、一方的な解釈ではあるものの日本側の意図としては、日露和親条約で雑居・共有が取り決められたとすることはできない。

しかし、ロシアを国境交渉の相手としないという態度は、安政六(一八五九)年以降みられなくなる。ひとつは、清のカラフトへの影響力がほとんどないことを見極めたからである。⁽⁶⁹⁾ふたつ目はロシアの実際の進出を目の当たりにしてこうした主張は、全く意味をなさなくなった事にある。ロシアを交渉の相手とせず、国境を決定するのが日延べすればするほどロシアの進出を許してしまうという現状認識がその背景にあったのである。⁽⁷⁰⁾最後に、ムラヴィヨフは安政五(一八五八)年のアイグン条約によってカラフトは清からロシアに割譲されたと主張したことがあげられる。上記の三点より、日本側の「山旦人」は清所屬という論法が通用しなくなってしまったのである。

おわりに

最後にロシア側の領土観に言及して、本稿の締めくくりとしたい。

ロシア側の主張を確認してみると、日本側の主張と根本的に対立しているとはいえない主張が存在する。まず、ロシア側にもアイヌの居住地を日本領と認める考えは存在している。たとえば、安政元（一八五四）年十二月一日にプチャーチンが提案した条約案は、カラフト島のアイヌの居住地に関する日本側の所有権を認めている。また、嘉永六（一八五三）年一月一日プチャーチン書翰では、カラフト島の住民がロシアの支配を受けることを要望しているということをカラフトの領有権の根拠として表明している。排他的な実効支配が重要であるという事に関しては、ロシアの主張にも現れている。ムラヴィヨフの主張にも、その点が現れている。彼はロシアがカラフト全島を領有すべきとするが、その理由として日本の警衛が不十分で外国にカラフトが奪われかねないことをあげる。カラフトを排他的に実効的支配していくだけの能力が日本にはないといっているのである。

このように領有権を確保するためには実効的な支配が重要であり、その前提として住民を保護することが必要であ

るという点では日本とロシアはほぼ同じ意識を持っていた。日本側は過去そしてこれからの撫育を、ロシア側はこれからの保護を領有権の根拠としているという違いはあるものの、日本とロシアの領土観が根本的に対立するものであったわけではない。^⑮

ロシアの領土観の根幹にあるとみられる近代国際法の無主先占論は、カラフトのような国家の支配下にない地域をどのように説明しているだろうか。そもそも無主地先占とは、「先占は、一定の無主地を国家が領有しようという意思（心素）をもって、該地域に対する実効的な支配（体素）を確立することによって、その要件は充足される」ものである。^⑯単純に自国民が住居しているだけでは不十分であり、当該住民に対する支配を確立する必要がある。これは「日本が撫育を行っている土地は日本領」とする領土観と非常に酷似した領土観であるといつてよい。このように日露は当該地域の領有権を争う際にある部分で共通した領土観を保持していたのである。^⑰

注

（１）日露関係の通史や、幕末の「開国」史のなかで取り上げられる事が多い。代表的なものをいくつかあげておくと、田保橋潔『増訂近代日本外国関係史』（刀江書房、一九四三年（初

日露領土交渉のなかの「是迄仕来」（及川）

版一九三〇年）。洞富雄『樺太史研究』（新樹社、一九五六年）。真鍋重忠『日露関係史』（吉川弘文館、一九七八年）。和田春樹『開国—日露国境交渉』（日本放送出版協会、一九九一年）。ジョン・J・ステファン『安川一夫訳「サハリン」』（原書房、一九七三年）。ファインベルク（小川政邦訳）『ロシアと日本』（新時代社、一九七三年）。M・S・ヴィンソフ他著（板橋政樹訳）『サハリンの歴史』（北海道撮影社、二〇〇〇年）、などがある。

(2) 秋月俊幸「幕末における日露雑居の成立過程（1）『北方文化研究』一一、一九七七年。同「幕末における日露雑居の成立過程（承前）『北方文化研究』一二、一九七八年。秋月俊幸『日露関係とサハリン島』（筑摩書房、一九九四年。以下、引用は同書より行う。村山七郎『クリル諸島の文献学的研究』（三一書房、一九八七年）。

(3) 「外庄と『蝦夷地』内国化」『歴史学研究』一九七九年年度大会報告別冊特集、一九七九年。のちに『幕藩体制と蝦夷地』（雄山閣、一九七九年）に所収。また、トコンベ一件と日露の交渉過程を詳しく検討し日本側の領土観の根幹にあったアイヌ「撫育」の矛盾を炙り出している（「幕末日露関係のなかの樺太アイヌ—『出奔土人』トコンベ一件」『日本歴史』四九七、一九八九年。のちに『北方史のなかの近世日本』校倉書房、一九九一年）所収）。

(4) 榎森進「日露和親条約と幕府の領土観念（渡辺信夫編『近世日本の民衆文化と政治』、河出書房新社、一九九二年）。

(5) ほかに、本稿執筆にあたり参考にした論文をいくつかあげる。西里喜行は、幕末期からの琉球と蝦夷地の日本編入過程をあわせて整理しアイヌの日本帰属論と撫育論は対露交渉の

過程でロシア側の無主地先占論に対抗することができず破綻したとらえている（琉球処分と樺太・千島交換条約）『荒野泰典、石井正敏、村井章介編『アジアのなかの日本史』IV、東京大学出版会、一九九二年）。麓慎一は対外的要因に着目しつつ蝦夷地上知政策の実態と特質に迫っているが、そのなかでカラフト確定問題を上知政策との関わりをなかで整理している（「幕末における蝦夷地上知過程と樺太問題」『歴史学研究』六七、一九九五年）。

(6) 榎森進「三〇一九世紀の日本における北方地域の境界認識」『歴史学研究』六一三、一九九〇年。

(7) 一八六一年（文久元）のペテルブルグの交渉でロシア側はカラフトの漢字表記を問題にしたが、日本側は文字に意味はないと応酬した（勝海舟『開国起源』IV、講談社、一九七五年。二七章一節一、四〇六頁）。

(8) 西里前掲注5論文、一七三頁。

(9) 『国史大辞典』、吉川弘文館、一九八二年、六六一頁、「樺太」の項（洞富雄執筆分）。

(10) 真鍋前掲注1書、二五四頁。

(11) 高倉新一郎『蝦夷地』（高倉新一郎著作集）二、北海道出版企画センター、一九九五年）三三三頁。発表は一九五九年。

(12) 村山前掲注2書、二八—三一頁。

(13) 東京大学史料編纂所編『大日本古文書 幕末外国関係文書』八卷一九三号文書。一九〇一年（継統中）。以下、「幕外」八一—九三のように略記する。

(14) 秋月前掲注2書、一一七頁。

(15) 村山前掲注2書、一二五頁。

(16) 『幕外』三一—二〇。

- (17) 『幕外』三一三七。
- (18) 『幕外』三一三七。
- (19) 『幕外』三一五六。
- (20) 『幕外』四一四、四一六。このようなちぐはぐさの背景には、応接掛は当初より五〇度を主張する必要があるその根拠をさがしていたことがあげられる(麓前掲注5論文、四頁)。
- (21) 保田孝一「ロシアの日本開国交渉とシーボルト」(箭内健次・宮崎道生編『シーボルトと日本の開国 近代化』、続群書類従完成会、一九九七年)。
- (22) 秋月前掲注2書、一一五頁。なお、秋月は一八五四年八月一日(露暦)のプチャーチン宛のムラヴィヨフ書翰で、アメリカ船に遭遇した際にサハリン全島がロシアに所属すると回答するように勧告したこと(ファインベルク注1書、二〇六―七頁)から類推している。
- (23) 『幕外』八一六五。
- (24) 『幕外』八一五八。
- (25) 榎森前掲注4論文、三九九頁。
- (26) 『開国起源』IV 二六章一〇節一、古賀勤一郎『西使統記』(『幕外』付録一)。この背景には、阿部への徳川斉昭からの圧力があつたようだ(麓前掲注5論文、六頁)。
- (27) 『幕外』五一三二九。
- (28) 「村垣淡路守公務日記」(『幕外』付録二、一八五四年(安政元)一二月一八日条)。
- (29) 秋月前掲注2書、一一七頁。
- (30) 榎森前掲注4論文、四〇〇―一頁。
- (31) 榎森前掲注4論文、四〇〇―三頁。

史苑(第六五卷一号)

- (32) 秋月前掲注2書、一一七頁。
- (33) 『幕外』一五一三一。
- (34) 『幕外』一五七七。
- (35) 『幕外』一六一二四二。
- (36) 『幕外』二二五、二二六、二二九、二二一〇、二二一五、二二四四。
- (37) 『幕外』一六二二四。
- (38) 『幕外』一六二四二。
- (39) 『幕外』一九一四四。
- (40) 『幕外』二三一六一。
- (41) 『幕外』二〇一三五五。
- (42) 『続通信全覧』類輯一五(雄松堂、一九八三〇八年) 四六五―九頁。
- (43) 『幕外』二三一二八。
- (44) 『幕外』二五―六七。
- (45) 『幕外』二六―五。
- (46) 『幕外』二五―九五。
- (47) 『幕外』二五―二一〇。
- (48) 『幕外』二六―一五六。
- (49) 藪内於兔太郎「蝦夷地御用留」北地仕出御用留三一五四(国立国会図書館所蔵)。
- (50) 秋月前掲注2書、一四三頁。
- (51) 『幕外』二六一五六。
- (52) 麓慎一「幕末における蝦夷地政策と樺太問題」『日本史研究』三七一、一九九三年。
- (53) 「北蝦夷地御用留」七一三七号文書。
- (54) 『続通信全覧』類輯一五、三九一―二頁。『箱館御用留』

日露領土交渉のなかの「是迄仕来」(及川)

乾一 一二『新北海道史』七、北海道庁、一九六九年。

(55) 『幕外』八一—二二三。

(56) 『幕外』一五—九二。

(57) 『幕外』一七—六九。

(58) 『幕外』二五—二一九。

(59) ファインベルク前掲注1書、二六四頁。

(60) カラフト現地の幕吏は、実力でロシアを上まわる事の困難さを痛感しており、境界を決める必要性を箱館奉行に事あることに訴えている(例えば文久元(一八六一)年三月の井上元七郎の箱館奉行宛上申書(栗本鯉『北蝦夷地御用留』一二二号文書、(国立国会図書館所蔵))。

(61) 『幕外』七一補二〇、七一補二二、八一—五二。

(62) 『開国起源』IV、二六—七一。

(63) 麓前掲注5論文、一四—五頁。

(64) 撫育について説明すると、近世日本にとって撫育とは支配者が被支配者に対して生活成立を保障することである。蝦夷地にあつては、該当地域の非分禁止によつて平和な空間を維持することが將軍よりの黒印状という形で松前藩に要求されてきた(及川将基『「撫育」の論理と松前藩』立教大学 日史論集』七、一九九八年)。

(65) 荒野泰典『日本型華夷秩序の形成』(『日本の社会史』一、岩波書店、一九八七年)、二二六頁。

(66) 『幕外』八一—八八。

(67) 『開国起源』IV、二六—一〇—一、古賀勤一郎『西使続記』。

(68) 『幕外』一五—九二。

(69) 『幕外』二五—一八三。

(70) 一八五八年(安政五)以降、何度か「満州人」が幕吏に対

して、ロシアの横暴を清が掣肘できていない状況を助けてくれるよう依頼してきている(『幕外』二八—一一七、など)。これもその契機のひとつである。

(71) たとえば井上元七郎は一八六一年(文久元)四月の書状の中で「夫是遅延仕居候内二者追々所々江人員相移候様罷成候而者益根ヲ固メ候様相成候事故、少しも早く取極度、夫ニハ乍残念クシユンナイ・マアヌイ辺ニ而立切候ハ、先出来相談と被察候ニ付」と述べている(「北蝦夷地御用留」七巻—三七号)。

(72) 『幕外』二五—一〇。

(73) 『幕外』八一—五八。

(74) 『幕外』三一—二〇。

(75) 『幕外』二五—一三一。

(76) この点については、菊池勇夫は、プチャーチンとの領土交渉時に日露両国のいずれが先住民族を「撫育」し「付属」させているのが基準になったとする(「幕藩体制と蝦夷地」一〇二頁)。

(77) 伊津野重満、齋藤功高『国際社会と法の適用』(北樹出版、一九九六年)二九七—八頁。

(78) この点に関しては、ロシア語史料で検討すべきところである。今後の課題としたい。

(立教大学大学院)

“Koremade Shikitari” in the territory negotiation between Japan and Russia: The Interpretation of a Treaty Sentence and Territory Views

by OIKAWA, Shouki

This paper considers what meaning the treaty sentence of The Treaty of Commerce, Navigation and Delimitation between Japan and Russia in territory negotiation between two countries. It complicated territory negotiation that the territory article of this treaty sentence contained ambiguous wording. In the text “Koremade Shikitari” mean “former custom”, and the custom can be interpreted even to how. Therefore the treaty sentence was understood, in order to keep advancing territory negotiation more predominantly. It is not the case that legitimate interpretation exists in the treaty sentence, from at the time of treaty negotiation. While being stipulated in situation of the Sakhalin locale and international circumstance, interpretation of the treaty sentence was selected.

Understanding of the treaty such as maintenance of the status quo and not yet division was no more than one among those. It was more important for dominium establishment than a treaty sentence to establish exclusive rule. That is recognized for Japan and Russia. The treaty sentence and the interpretation were one method in order to advance territory negotiation profitably. In order to establish exclusive rule, national power appears as a guardian to local residents. As for Japan it is not to insist the possession of Ainu's residence area simply.

Possession of Ainu's residence area whose it is possible for Japan to protect, in other words Japan insisted the possession of the land whose exclusive control is possible.